

平成 30 年 1 月 18 日

会 員 各 位

栃木県木材業協同組合連合会

大型車両の通行の適正化に関する取り組みと
アンケートへの協力をお願い

会員の皆さまには、当会の事業運営にあたり日頃よりご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年、道路等の老朽化がニュースでも話題になっていますが、特に道路への損傷を与えることが多いとされる大型車両の通行の適正化について、国土交通省から委託を受けた日本道路交通情報センターから、全木連を通し普及・啓蒙用のチラシ配布と、アンケートへの協力依頼がありました。

つきましては、会員の皆さまには、この機会に大型車両の通行や運搬依頼時など、改めてご承知下さるようお願いいたします。

なお、アンケート依頼もありますので、web サイトからアンケートへの回答もお願いいたします。2 月 16 日(金)を目途に回答をお願いします。

回答先 URL : <https://goo.gl/forms/n6JwBVSA9WDsbo4s1>

以上

平成 30 年 1 月 12 日

一般社団法人 全国木材組合連合会
会 長 吉 条 良 明 様

国土交通省 道路局
道路交通管理課
車両通行対策室長 山下 正浩 印省略

大型車両の通行の適正化に関する取り組み等の協力について（依頼）

日頃より、国土交通行政にご理解、ご協力頂き有難うございます。

国土交通省道路局では、深刻な道路の老朽化問題への対策として、各業界団体への説明会等による啓発活動により、大型車両の通行の適正化を推進する取り組みを行っております。

今般、貴協会会員を対象にチラシ配布による啓発活動を実施させて頂きたく、ご協力をお願いするものです。

また、配布させて頂くチラシへのご意見及び車両制限令に基づく「特殊車両通行許可制度」に関する簡易なアンケート調査を下記のとおり実施させて頂きたく、併せてご協力をお願いします。

記

1. アンケート調査

- (1) 実施期間 チラシ配布日～平成 30 年 2 月 28 日（水）
- (2) 実施方法 Web 形式によるアンケート調査（回答時間 2 分程度）
- (3) 回答先 URL <https://goo.gl/forms/n6JwBVSA9WDsbo4s1>

2. 対 象 者 都道府県木材団体会員

3. 連 絡 先 国土交通省 道路局 道路交通管理課 車両通行対策室 大平
Tel 03-5253-8483
公益財団法人 日本道路交通情報センター 調査部 江田・武智
Tel 03-3261-7672

以上

荷主の皆様へのお願い

一部の重量オーバーの車両が道路の劣化を早めています！
森林から切り出した原木などを、一定の大きさを超える車両(特殊車両)で運搬する場合には、道路管理者の「特殊車両通行許可」が必要になります。

運搬を依頼する際、運送事業者には、通行許可を取って、通行条件や重量を守るように働きかけをお願いします。

◇コンクリート床版への影響の試算

橋梁のコンクリート床版の劣化への影響度は、
重量(軸重)の約12乗に比例



軸重10トンの車両約4,000台分の疲労が蓄積されることとなります

◇橋梁の路面に穴が開いた事例



重量オーバーの車が通行したため、床版(車両を直接支える部材)に穴が開いてしまった事例です。



国土交通省からの3つのお願い

1

適正な発注時期にご協力を

(運送事業者は、発注を受けてから通行許可取得までに一定の時間を要するため、余裕を持った発注と輸送計画の策定にご配慮願います)

2

適正な費用負担が必要です

(通行許可条件によって前後誘導車を配置する場合は適正な費用負担が必要です)

3

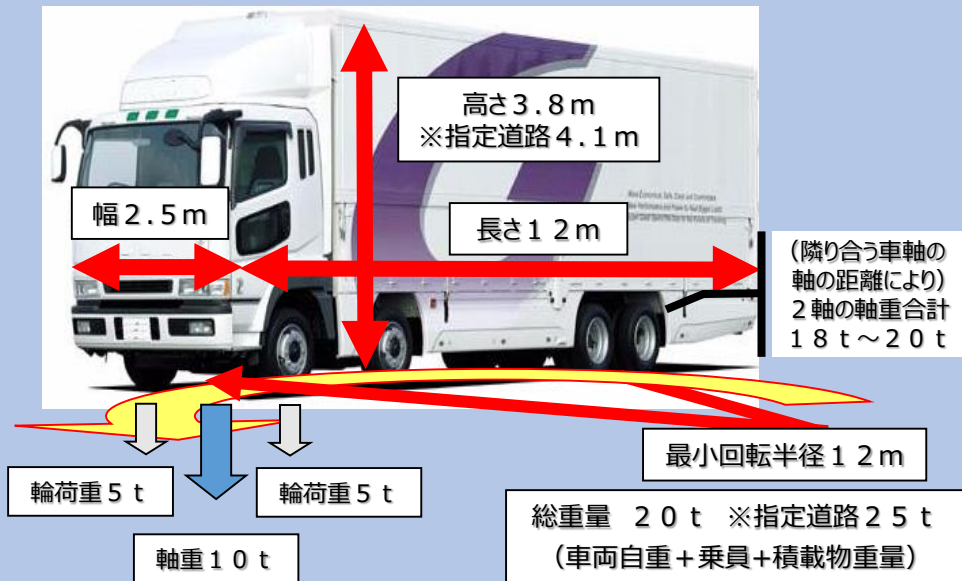
通行ルートによっては最大積載量まで積みません

(通行許可を受けた重量を超える積載はできません。許可重量は運送事業者にご確認ください)

<特殊車両通行許可制度の概要>

- ・道路は一定の規格の車両が安全・円滑に通行できるよう造られており、この規格を超える車両は、道路構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあるため、原則として通行できません。（道路法第47条）
- ・車両の構造又は車両に積載する貨物を審査し、やむを得ないと道路管理者が認める場合に限り、道路の構造を保全し又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、車両の通行の許可する「特殊車両通行許可制度」がもうけられています。（道路法第47条の2）

車両制限令に基づく車両の一般的制限値



※車両の諸元が一つでも一般的制限値を超える車両の通行には許可が必要になります。

木材運搬で使用される主な特殊車両

